

## ○公益通報に関する規定

平成 25 年 4 月 23 日

定 第 1 号

施行 平成 25 年 4 月 23 日

### （目的）

第 1 条 この規定は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づき、学校法人大阪夕陽丘学園（以下「本学園」という。）における内部通報（以下「通報」という。）の処理体制及び内部通報者（以下「通報者」という。）の保護、その他必要な事項について定めることを目的とする。

### （通報）

第 2 条 この規定における通報とは、本学園の業務、組織又は理事若しくは教職員に法令、寄附行為及び本学園の規則等に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下まとめて「法令等違反行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、本学園が設置する通報受付窓口に対してなされるものをいう。

### （通報者）

第 3 条 この規定において通報者とは、第 2 条に定める通報を行った者をいう。

2 通報が行える者は、本学園と雇用関係にある教職員及び学生生徒の他、本学園への派遣労働者、本学園の取引先の労働者（以下まとめて「教職員等」という。）とする。

### （被通報者）

第 4 条 この規定において被通報者とは、法令等違反行為を行い、又はまさに行おうとして通報された者をいう。

2 理事長が被通報者の場合、第 8 条、第 9 条、第 11 条及び第 17 条に規定する「理事長」を「常務理事」と読み替え、第 12 条から第 14 条に規定する「理事長」を「理事会」と読み替えるものとする。

3 理事長及び常務理事が被通報者の場合、第 8 条から第 14 条及び第 17 条に規定する「理事長」を「理事会」と読み替えるものとする。

### （通報受付窓口及び通報処理責任者）

第 5 条 通報を受付ける窓口を法人事務局法人総務課に設置し、その責任者たる通報処理責任者を法人事務局長（以下「局長」という。）とする。

2 前項の定めにかかわらず、被通報者が理事の場合は、通報処理責任者は監事のうち 1 名とし、通報処理責任者となる監事は、監事の互選による。

### （通報の方法）

第 6 条 通報は、電子メール、電話、FAX、書面及び面談で行うことができる。

2 通報は、原則として、実名によるものとする。

### （禁止事項）

第 7 条 教職員等は、不正の利益を得る目的、本学園又は第三者に損害を加える目的及びその他の不正の目的をもって通報を行ってはならない。

### （通報への対応）

第 8 条 窓口担当者は、教職員等から法令等違反行為に関する通報を受け付けた場

## 法人（015109 公益通報に関する規定）

---

合、速やかに局長並びに理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、通報に関する報告を受けた場合、調査のための委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。

（調査委員会）

第9条 調査委員会は、非常設的組織とする。

- 2 調査委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 通報処理責任者
  - (2) 本学園の短期大学、高等学校及び法人事務局からそれぞれの所属長により推薦された者各1名
  - (3) その他理事長が必要と認めて指名した者1名以内
- 3 調査委員会に委員長を置き、通報処理責任者がこれにあたる。
  - 4 調査委員会における議決は、出席委員の過半数によるものとする。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
  - 5 委員長は、調査結果を直ちに理事長に報告しなければならない。

（調査の実施）

第10条 調査委員会は、通報された事実について、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他の適切な方法により調査を行い、違法行為の有無を検討する。

- 2 調査対象部署及び関連部署の教職員等は、通報された事項に関する事実関係の調査に際して、調査委員会から協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（遵守事項）

第11条 理事長、局長、委員及び調査に関係する職員並びに調査の過程で事実を知り得た者（以下まとめて「関係職員等」という。）は、その職務の遂行にあたって、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 教職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
  - (2) 個人情報の保護に十分に配慮すること
  - (3) 調査対象部署や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと
  - (4) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること
  - (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと
- 2 関係職員等は、退職を含めその職を離れた場合であっても、前項第5号に定める事項を遵守しなければならない。
  - 3 関係職員等は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

（是正措置等の実施）

第12条 理事長は、法令等違反行為が確認された場合、速やかには是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

（処分）

第13条 調査により法令等違反行為が明らかとなった被通報者に対し、理事長は、就業規則、学則及びその他学内規定を適用し、所定の手続を経て処分を科すことができる。

（不利益取扱いの禁止）

第14条 本学園は、第7条の定めに違反した場合を除き、正当なる理由により通報を行った者に対し、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 教職員に対し、通報を行ったことを理由として、解雇、減給、その他の不利益な取扱いを行うこと
- (2) 学生生徒に対し、通報を行ったことを理由として、停学、退学その他の不利益な取扱いを行うこと

- (3) 派遣労働者及び本学園の取引先の労働者に対し、通報を行ったことを理由として、派遣契約の解除その他の不利益な取扱いを行うこと
- 2 教職員等は、通報を行った者に対し、いじめや嫌がらせを行ってはならない。
- 3 理事長は、前項のいじめや嫌がらせを行った教職員等に対し、その行為を中止させるとともに、就業規則、学則及びその他学内規定を適用し、所定の手続を経て処分を科すことができる。
- （軽減措置）
- 第15条 法令等違反行為に関与していた教職員等が、調査委員会がその調査を開始する前に自ら通報を行った場合は、当該教職員等の処分を免除、又はその程度を軽減することがある。
- （通知）
- 第16条 学園は、通報者に対し、通報等の受領、当該通報対象事実の有無及び法令違反等不正行為が明らかになった場合の是正措置等を速やかに通知しなければならない。
- （事後確認）
- 第17条 理事長は、是正措置等を実施後、次の事項を確認しなければならない。
- (1) 法令等違反行為の再発がないこと
  - (2) 是正措置及び再発防止策が機能を果たしていること
  - (3) 通報を行った教職員等への不利益な取り扱いがないこと
- （事務処理）
- 第18条 この規定に関する事務は、法人事務局法人総務課が担当する。
- （規定の改正）
- 第19条 この規定の改正は、常勤理事会の決議を経て、理事長が行う。

#### 附 則

この規定は、平成25年4月23日から施行する。

この規定は、2018年4月1日から施行する。